



第三次
多賀城市環境基本計画
2021



令和8年3月 改定



はじめに

本市は、狭小な市域でありながらも、豊かな自然に恵まれ良好な環境が維持されています。北部を中心に緑豊かな樹林地などの環境が残存し、北部から西部にかけて加瀬沼、砂押川や七北田川とそれに挟まれて存在する水田地帯など、良好な水辺環境も存在します。国道や県道、高速道路、鉄道網などの交通ネットワークの整備が進み都市化が進行しながらも、大気や水質などの状況などは概ね良好に保たれています。

北部を中心に残存する緑豊かな環境は、その多くは多賀城跡附寺跡などの史跡群と一体となって保全されてきたもので、市を特徴づける歴史的風致を形成しています。オオタカやアオバズクなどの鳥類に代表される貴重な動植物の生息地にもなっており、今後も史跡群とともに保全していくことが望まれます。

また、河川や水田など北西部の水辺環境は、豊富な水生生物や水鳥の生息地となっています。

七北田川や砂押川ではニホンウナギやアユなどが、遊水地や水田地帯ではチュウサギやヒクイナなど水鳥の生息が確認されています。現代を生きる私たちにはこれら良好な環境を維持するとともに、より良い環境を次世代へ引き継いでいく責務があります。

奈良時代に当時の国府が置かれていた多賀城に赴任したとされている大伴家持は、自身も編纂に深く関わったと言われている「万葉集」の中で「雁（かり・ガン）」という水鳥の歌を6首詠みました。かつて七北田低地の水田には、シジュウカラガンという雁の一種が冬季に飛来してきていたという記録があります。シジュウカラガンは環境に敏感でより良い環境の土地に飛来すると言われており、環境変化と共に多賀城に飛来することはなくなり、日本でもほとんど見られなくなりました。しかし、近年様々な関係者の尽力によりシジュウカラガンの越冬は復元しつつあり、令和3年1月には約90年ぶりに多賀城で確認されました。

本市は文化を中心とした文化交流拠点としての整備・施策を展開し、歴史的風致の維持向上に取り組んで来ました。

2024年に国宝「多賀城碑」に刻まれた多賀城創建である西暦724年から1300年を迎え、多賀城跡の正面にあった外郭南門である「多賀城南門」や築地堀の復元と周辺環境の整備を行っています。

かつて東北地方全体を治める政治・軍事・文化の拠点であった史都多賀城を象徴する「多賀城南門」が復元された今、シジュウカラガンがまた多賀城の土地に飛来できるような環境を将来に遺すとともに、私たちが誇れる東北随一の文化交流拠点「多賀城」を創っていきましょう。

目 次

第1章 計画の基本となる事項

1	計画の目的と策定背景	2
2	計画の位置付け	3
3	計画の対象分野	4
4	計画の期間	5
5	計画の推進体制	6

第2章 目指すべき環境の姿

1	国際社会及び国の動向	9
2	計画改定の趣旨	13
3	目指すべき環境の姿	17

第3章 基本目標と対応する施策

1	施策の体系	20
2	目標と施策内容	21
3	重点課題	36

コラム

○	気候変動対策-「緩和」と「適応」-	12
○	SDGs って知っていますか？	15
○	歩く道が育む地域の未来 -宮城オルレとグリーンインフラの可能性-	16
○	多賀城市「ゼロカーボンシティ」宣言	24
○	食品ロスとは	27
○	シジュウカラガンが教えてくれる、 自然と共生するまちづくり	35

第1章 計画の基本となる事項

1 計画の目的と策定背景

多賀城市環境基本計画は、多賀城市環境基本条例の基本理念に基づき、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、未来の世代へより良い環境を引き継いでいくために策定する本市環境行政の最上位計画です。

この計画は平成11年（1999年）に本市環境基本条例を策定した後、平成13年（2001年）に第一次計画、平成23年（2011年）に第二次計画を策定し、私たちを取り巻く社会・経済状況や地球規模の環境の変化、世界・国・宮城県の環境政策動向に合わせて10年ごとに内容を見直し改定してきました。

この度、第二次計画の計画期間が令和2年度（2020年度）末で満了となることから、令和3年度（2021年度）を初年度とし令和12年度（2030年度）までの10年間を計画期間とする「第三次多賀城市環境基本計画」を策定するものです。

第二次計画が運用されていた10年の間に、地球温暖化による気候変動を原因とする豪雨が各地で頻発し、自然災害の激甚化、森林や農地の減少など、世界的な環境に関する動向や潮流が大きく変化しました。

また、私たちの生活も、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄といった経済優先のライフスタイルから、3R（リデュース・リユース・リサイクル）などの持続可能な方法を選択するライフスタイルへの転換が求められるようになりました。

このような環境に関する問題は、気候変動のような地球規模のものから身近なごみ処理まで多岐にわたっており、大気汚染やごみの増加の問題が顕在化するにつれ、製品の生産から廃棄までにどのような環境負荷が生じているかを考え、限られた資源をできるだけ循環利用するライフサイクル思考の重要性が広く認識されるようになってきています。

近年、世界的にも環境問題への関心は強く、国際的な動きとして平成27年（2015年）にはパリ協定が採択され、世界全体で脱炭素社会へ向けた取り組みが加速しています。日本においても、令和2年（2020年）に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことが宣言されました。

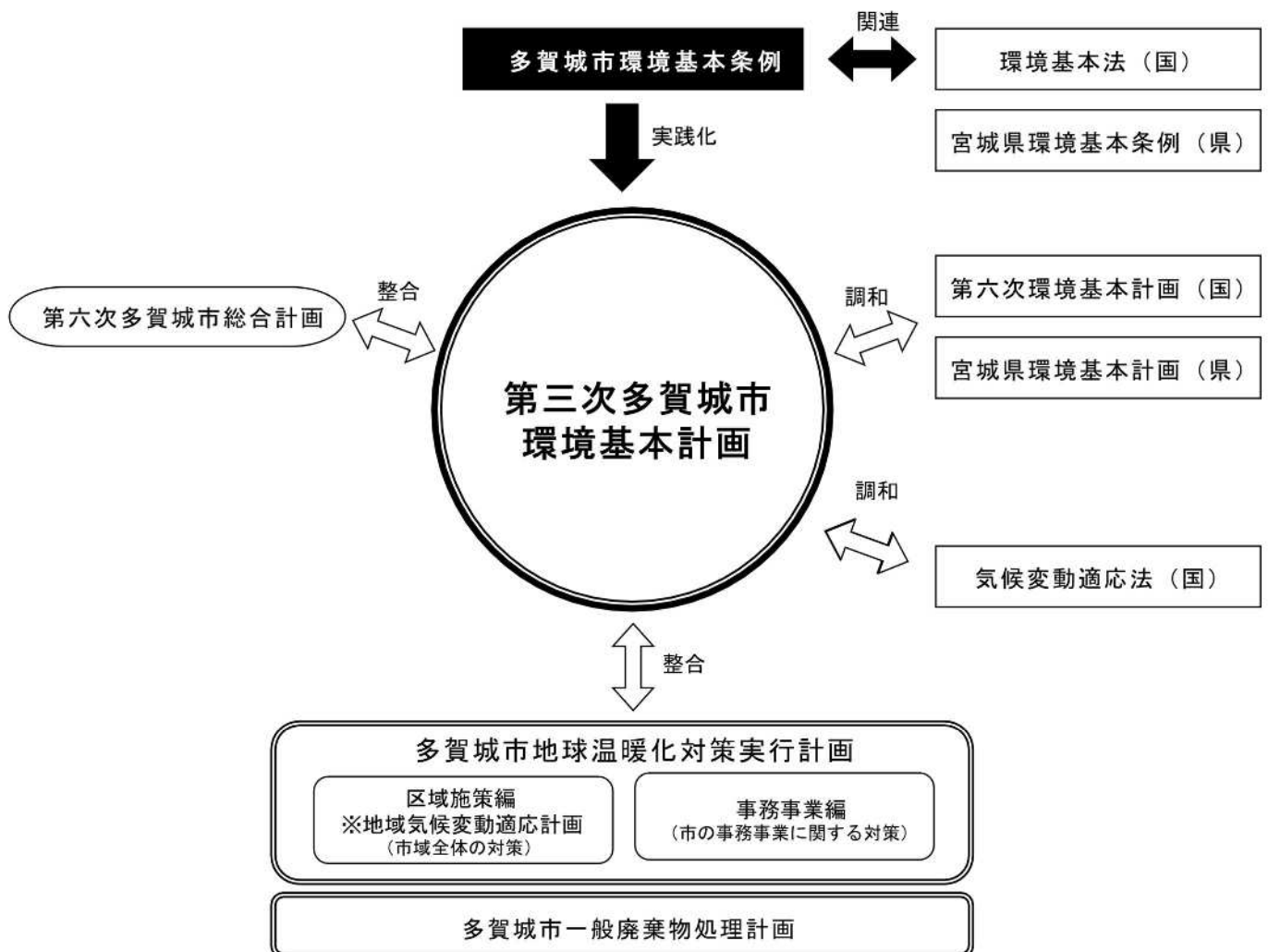
本市においても、令和4年（2022年）2月に令和32年（2050年）までに市域からの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、本市が従前より取り組んできた地球温暖化対策の取り組みをより推進するため、令和6年（2024年）2月に「多賀城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

今、私たち一人ひとりが直面している環境問題を自らの問題として捉え、その現状を「知り」、「考え」、未来の世代のために「行動」を始めなければ、豊かで良好な環境を継続的に享受することができなくなる状態に至っていることから、市民・事業者・行政といった多様な主体が協働し、問題に取り組んでいく必要があります。

この度策定する「第三次多賀城市環境基本計画」は、本市が目指す環境のあるべき姿を示すとともに、未来の世代への継承に向けた市民、事業者、行政の各主体の行動指針マニュアルとしての機能を併せ持った計画として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は「多賀城市環境基本条例」に基づき策定されるもので、国の環境指針である「第六次環境基本計画」や「改正気候変動適応法」、宮城県の「宮城県環境基本計画」と調和のとれた計画とします。



3 計画の対象分野

本計画では、ごみ排出量の増加等私たちに身近な環境問題から、地球温暖化などの地球規模の環境問題まで、未来の世代へより良い環境を継承するため、優先的に取り組むべき課題の解決を実践していくものとします。

キーワード：「Think globally, Act locally」（地球規模で考えて、地域で行動しよう！）



- ・ 環境保全行動：市民一人ひとりが、環境の現状を「知り」「考え」、未来の世代のための「行動」を起こすこと。
- ・ 循環型社会：有限である資源を効率的に利用しながら再生産をし、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。
- ・ 脱炭素社会：二酸化炭素の排出が実質ゼロの社会。
- ・ 自然共生社会：生物多様性が適切に保たれ、自然からの恵みを受け続けることができる社会。
- ・ 生活環境：人々が安心して暮らせるよう安全が確保され、質の高い生活を営むことのできる環境。

4 計画の期間

本計画の期間は、中・長期的な将来を見据え、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

しかし、近年の著しい環境変化や社会情勢などを踏まえ概ね3年程度で内容の見直しを検討することとします。また、早急な見直しを行う必要が生じた場合には、適宜対応することとします。

5 計画の推進体制

本計画の推進主体は、市民、事業者、行政とし、それぞれが立場を理解していくことが大切です。

「今」を生きる私たちが住み良いと感じる環境は、未来の世代にとっても住み良い環境であると考え、各主体がそれぞれに「気づき」を得ながら本市に愛着や誇りを感じられる意識を育み、推進します。

(1) 各主体の協働推進体制

お互いの立場を理解し、みんなで協力し合い、それぞれの立場でできる事を行い、補完していくことが大切です。

★自立・協働の考え

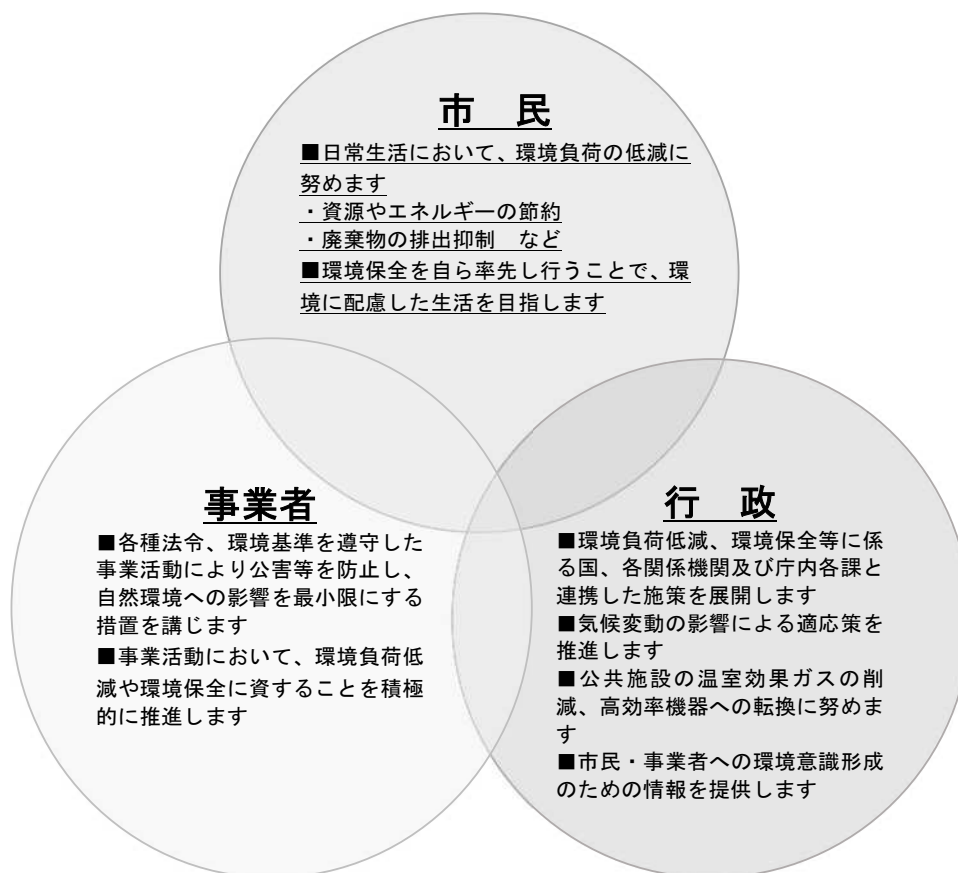
【市民、事業者、行政が自立し主体的に環境行動を協働で推進します】

★対等の考え

【市民、事業者、行政が相互に役割を理解・尊重し、環境行動に取り組みます】

★目標共有の考え

【市民、事業者、行政が自立し主体的に課題や目的を示し、相互理解のうえ尊重し、環境行動に取り組みます】

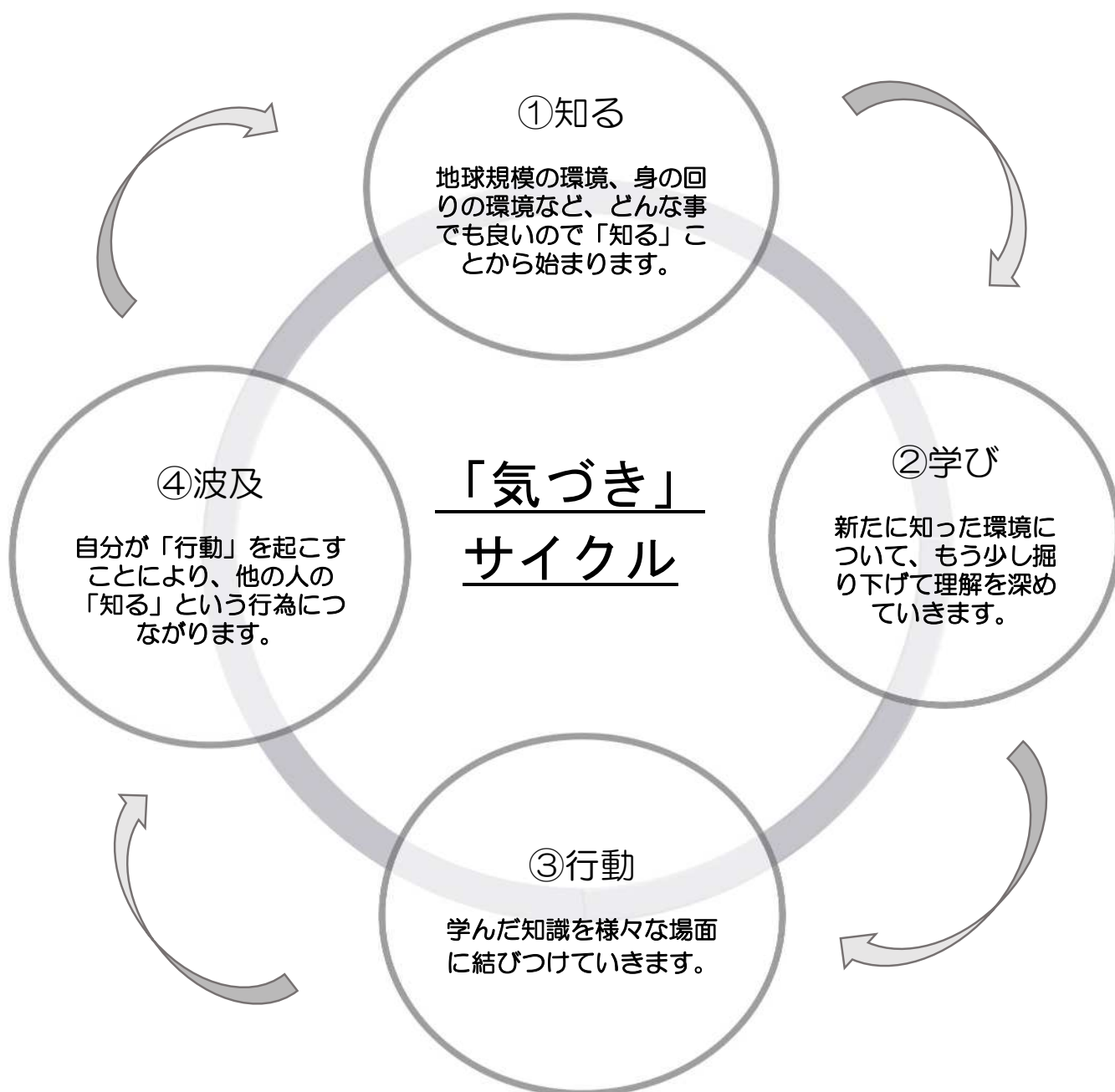


(2) 各推進主体の「気づき」サイクル

今を生きる私たち一人ひとりが、未来の世代を思い、「多賀城」のより良い未来を夢みて行動するための「気づき」を得ることが重要となります。

本計画では「知る」から「波及」までの行動全体を「気づき」サイクルと定義し、各主体の「気づき」が生まれることによって、次世代・未来の世代へより良い環境を残すことへのきっかけになると考えています。

本市では市民・事業者・行政の各主体がそれぞれに行う「気づき」サイクルを推進していきます。



第 2 章 目指すべき環境の姿

1 国際社会及び国の動向

第二次多賀城市環境基本計画が策定されてから10年が経過し、その間に世界的な環境に関する動向や潮流が大きく変化しました。

その中でも「持続可能な開発」と「気候変動」に関しては世界的にも、我が国においても大きな転換が起こっています。

本計画においてもこれらの動向は特に重視して取り入れていく必要があります。

◀ 持続可能な開発に関する動向 ▶

年	出来事	内容
2012	第四次環境基本計画策定(国)	我が国の環境に関する基本的な事項を取りまとめた計画
2015	持続可能な開発のための2030アジェンダ(世界)	地球規模の環境の危機を反映し、17項目の持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる
	パリ協定締結(世界)	世界共通の長期目標として平均気温の上昇を2℃未満に抑えることや、世界の温室効果ガス排出量を早急にピークアウトし、その後に急激に削減することなどを世界的な目標とした新たな国際枠組み
2016	持続可能な開発目標(SDGs)実施指針決定(国)	日本が2030アジェンダの実施にかかる重要な挑戦に取り組むための国家戦略
2019	プラスチック資源循環戦略決定(国)	アジア各国による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築し、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略
2020	カーボンニュートラル宣言(国)	2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆるカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した
2023	持続可能な開発目標(SDGs)実施指針改定(国)	実践的・加速的な取組へのシフトに向け、GX ^{※1} ・DX ^{※2} の推進、包摂社会の実現、国際社会との連携強化など重点事項を再整理

持続可能な開発に関する動向では、平成25年(2015年)に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、多くの世界的国際合意が行われた転換の1年となりました。

また、パリ協定の発効を受け、世界が「脱炭素社会」に向けシフトし、ESG投資^{※3}が広がる中で、環境がキーワードとなった新たな文明社会を目指し、パラダイムシフト(大きく考え方を転換)することが求められています。

※1 GX(グリーン・トランスフォーメーション)

化石燃料中心の経済・社会構造から、再生可能エネルギーなどのクリーンエネルギー中心へと転換を図り、エネルギーの安定供給・経済成長・温室効果ガス排出削減を同時に実現しようとする国家戦略。

※2 DX(デジタルトランスフォーメーション)

デジタル技術やデータを活用し、製品・サービス・ビジネスモデルを変革するとともに、業務、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること

※3 ESG投資

環境、社会、ガバナンスに関する情報を考慮した投資。

《 気候変動に関する動向 》

年	出来事	内容
1992	気候変動に関する国際連合枠組条約（世界）	大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とすることで、気候変動対策に世界全体で取り組んでいくことに合意
2005	京都議定書採択（世界）	先進国に拘束力のある削減目標【2008年～2012年の5年間で、1990年に比べ温室効果ガスを日本は6%、EUは8%削減など】具体的数値を明確に規定
2015	パリ協定締結（世界）	世界共通の長期目標として平均気温の上昇を2℃未満に抑えることや、世界の温室効果ガス排出量を早急にピークアウトし、その後に急激に削減することなどを世界的な目標とした新たな国際枠組み
2016	地球温暖化対策計画策定（国）	我が国の温室効果ガス削減目標を2030年度に2013年度比で26%減、2050年度までに80%減とする目標を定めた地球温暖化に関する総合計画を閣議決定
2018	気候変動適応法策定（国）	気候変動の影響に対応するためには、「緩和」による温室効果ガスの排出抑制等では困難であるため、気候変動の影響による被害回避・軽減対策である「適応」策を法的に位置づけ、推進する法律
2020	カーボンニュートラル宣言（国）	2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆるカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。
2023	改正気候変動適応法（国）	気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため気候変動適応法が改正された。改正法により熱中症対策実行計画の法定計画への格上げ、熱中症（特別）警戒情報の創出、市長村長による指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）及び熱中症対策普及団体の指定制度等が措置された。
2025	地球温暖化対策計画改定（国）	我が国の温室効果ガス削減目標を2035年度、2040年度において、2013年度比でそれぞれ60%、73%削減と目標を引き上げた。

平成4年（1992年）に気候変動対策に世界全体で取り組んでいくことが合意され、平成17年（2005年）には先進国に拘束力のある削減目標を定め、具体的数値目標を明確に規定しました。

平成27年（2015年）には新たな国際枠組みとして「パリ協定」が合意されました。

こうした世界的な動きから、我が国でも温室効果ガス排出量の削減目標を定め、また、気候変動の影響に対応するために、「緩和」策だけでは温室効果ガス排出抑制等は困難であり「適応」することが必要であることから、平成30年（2018年）に「気候変動適応法」を定めるなど、気候変動への影響に備えることとしています。

《 国の環境基本計画の動向 》

国は、環境政策の枠組みを構築するため、平成5年（1993年）11月に「環境基本法」を施行し、初めて、国全体の環境保全に関する施策の基本的な方向性を示す「第一次環境基本計画」を

策定しました。

現在は、気候変動等の環境課題及び人口減少と少子高齢化、経済の長期停滞等の経済・社会課題を踏まえ、「環境保全」を通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上、人類の福祉への貢献」を実現するため、令和6年（2024年）5月に「第六次環境基本計画」が閣議決定されました。

気候変動対策-「緩和」と「適応」-

気候変動の影響は、自然環境ばかりでなく私たち人間の暮らしや活動に深刻な影響を与えると予想されます。気温上昇による農作物への影響や熱中症搬送者数の増加といった健康への影響、過去の観測を上回るような短時間強雨、台風の大型化などによる自然災害などが挙げられます。

これまで広く知られてきた「緩和策」には、自動車からの排ガス抑制や電灯のLED化など、温室効果ガスの排出量を減らす取組みがあります。それに加えて、これからの時代は、気候変動が起きても私たちの暮らしをできるだけ持続可能にするために、災害リスクを考慮した土地利用や住み方、熱中症への予防・対処法などの「適応策」が重要になってきます。

その適応策の一例として、夏季の高温時に熱中症特別警戒アラートが発表された際に誰もが一時的に避難できる場所として、「クーリングシェルター」が各地で設置されています。これらの施設は、公共施設や商業施設などを活用し、冷房の効いた空間を提供することで、熱中症のリスクを軽減する役割を果たしています。特に高齢者や子どもなど、暑さに対して脆弱な人々の健康を守る手段として位置づけられています。

緩和とは？

原因を少なく

2つの

気候変動対策

適応とは？

影響に備える

緩和策の例

- 節電・省エネ (電球、OFFボタン)
- エコカーの普及 (自転車、EV車)
- 再生可能エネルギーの活用 (太陽光、風力)
- 森林を増やす (CO₂削減)
- 温室効果ガスを減らす (CO₂排出削減)

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意 (蚊、薬)
- 熱中症予防 (帽子、水分補給)
- 災害に備える (防災グッズ)
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培 (果物、野菜)
- 水利用の工夫 (節水)

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

2 計画改定の趣旨

本市では「多賀城市環境基本条例」に基づき、平成13年（2001年）に策定した「第一次多賀城市環境基本計画」を継承する形で、次世代のより良好な環境の形成に向け総合的な環境施策の推進を目指すため、平成23年（2011年）に「第二次多賀城市環境基本計画」を策定しました。

しかし、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災に伴う大津波により本市地域の約3分の1が浸水被害を受け、それにより発生した膨大な量の災害廃棄物の処理に長期間を要したため、第二次計画の施策推進が困難な状況となり、計画の評価にも至らないという結果になりました。

近年、全国で激甚な災害をもたらす豪雨が多発しており、線状降水帯と呼ばれる気象現象によって、河川氾濫や土砂災害など深刻な被害が発生しています。線状降水帯の多発は、地球温暖化の影響もあると言われ、そのメカニズムや今後の予測研究など様々な機関で研究が進められています。

今後、地球環境や社会情勢などは目まぐるしく変化していくことが予想されるため、市民、事業者、行政の各主体一人ひとりが地球環境の変化を十分に意識した上で、環境負荷を極力抑制し持続可能な社会への転換を図り、地域資源等を活かした地域づくりに向けた新たな取組みを行っていくことが喫緊の課題として求められています。

市では、環境施策における新たな視点として次に掲げる4項目を盛り込んだ「第三次多賀城市環境基本期計画」を令和3年度（2021年度）から運用開始しています。今回、「第六次環境基本計画」が令和6（2024年）5月に閣議決定されたこと、本市のまちづくりにおける最上位計画である「第六次多賀城市総合計画」が令和8年度（2026年度）から後期計画へ切り替わることを受け、各関係計画と整合性を図ることを目的に「第三次多賀城市環境基本計画」を改定するものです。

《 環境施策における新たな「視点」 》

視点① 市民、事業者、行政の各主体全てが担い手の意識付け

市民、事業者、行政の各主体全てが当事者であり、それぞれの立場に応じた役割分担を、市のみならず地球環境の保全のための重要な役割を担っていることへの「気づき」を意識付けます。

視点② 近年の新たな課題に対応するための施策設定

全国で地球温暖化が要因として考えられる豪雨災害等が多発している中、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出量を減らす「緩和」と将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減させる「適応」の二つ試みを浸透すべく、「気候変動適応法」を踏まえた行動の意識醸成を図ります。

視点③ 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしへの転換

人・社会・環境に配慮した消費行動の促進などによる「持続可能なライフスタイルと消費への転換」や「食品ロスの削減」、温室効果ガスの削減、健康増進や混雑緩和への貢献などによる「徒歩、自転車、公共の交通機関の利用等による健康寿命の延伸」を推進します。

視点④ 自然共生や地域資源を生かした持続可能で魅力ある地域づくり

本市には特別史跡多賀城跡附寺跡や砂押川遊水地、農地、樹林地を始めとした地域に現存する自然や史跡等の本市特有の様々な資源が存在しています。

本市の宝とも言うべき貴重な資源の適切な管理、グリーンインフラ等の環境インフラなどへの環境配慮とともに、経済・社会的な課題にも対応する考えを本計画により意識付けを図るとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を活用します。

SDGsって知っていますか？

SDGs

Sustainable Development Goals ～持続可能な開発目標～

SDGs（エスディーゼズ）とは

これは、2015年に国連が採択した先進国を含む国際社会全体の2030年に向けた環境・経済・社会についてのゴールです。

世界は、貧困、不平等、気候変動など、持続可能な開発※に対する大きな課題に直面しています。

地球の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓い、発展途上国のみならず、全世界的な約束です。

※持続可能な開発とは…未来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発のことを指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



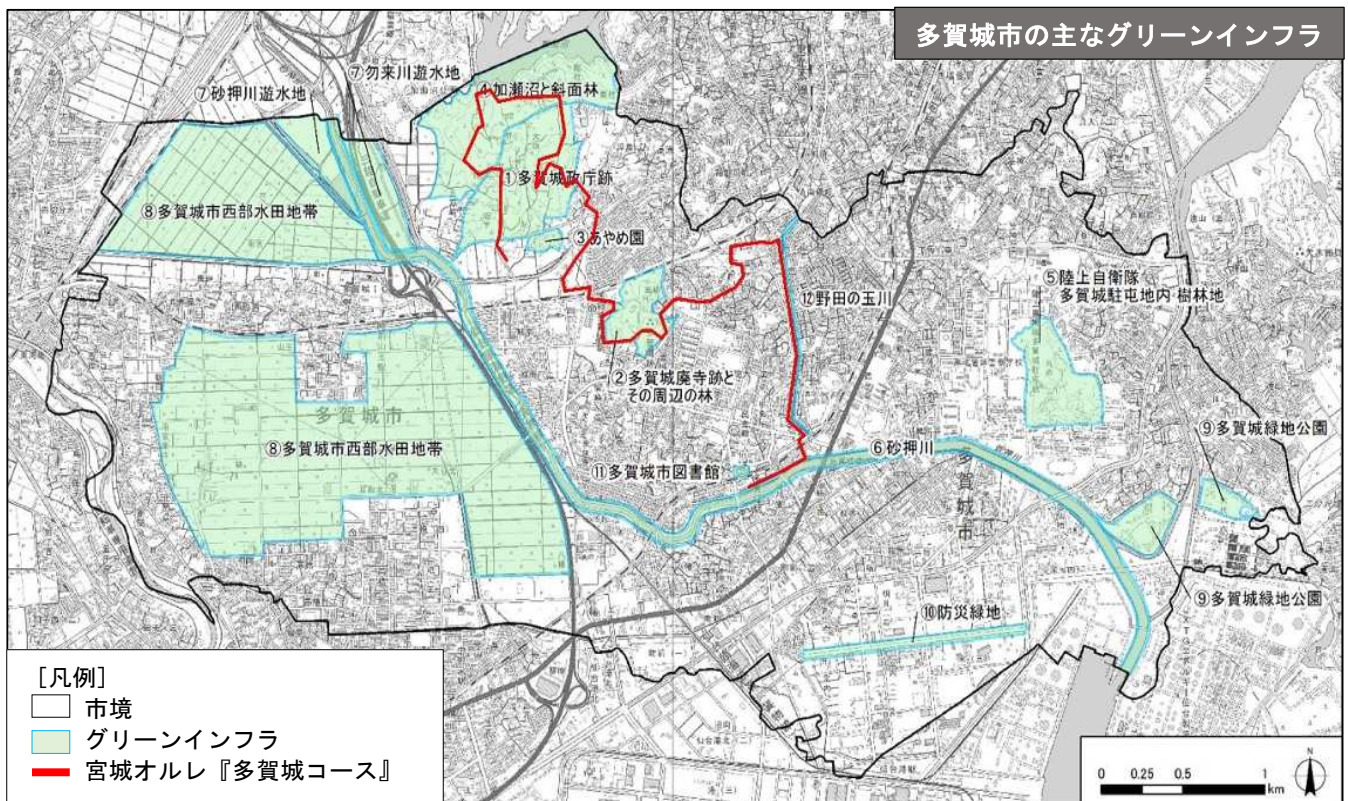
歩く道が育む地域の未来 —宮城オルレとグリーンインフラの可能性—

道路・港湾・堤防など、コンクリートによる人工構造物に代表される従来型の社会基盤の総称である「グレーインフラ」に対して、自然環境が有する多様な機能に改めて着目し、従来の愛でて楽しむ「みどり」だけでなく、機能面においても、地域の魅力、居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするものを「グリーンインフラ（グリーンインフラストラクチャー）」と言います。自然には元来、雨の水を溜め、洪水を抑制し、水を綺麗にする機能や、空気の浄化、夏場の温度上昇抑制といった効果もあり、私たちが普段意識しないところで自然の恩恵を受けています。

本市にもグリーンインフラが多く存在していて、史跡と一体となって保存されてきた樹林地や、西部地域に広がる水田地帯、砂押川など様々な機能を持ったグリーンインフラがあります。

さらに令和7年度（2025年度）に開設された「宮城オルレ『多賀城コース』」は、こうした自然環境や歴史的景観を活かした“歩く道”として、地域資源の持続可能な活用を目指す新たな取り組みです。トレイルの整備は、定期的な点検や維持管理を通じて、災害時のアクセス性や安全性を高める防災・減災機能の強化にもつながります。また、自然観察や歴史学習の場としても活用されることで、地域住民や来訪者が自然と文化に触れ、多賀城ならではの環境への理解と愛着を深める機会を創出します。

宮城オルレの整備は、単なる観光振興にとどまらず、地域の自然と人をつなぎ直すグリーンインフラとしての役割を担い、持続可能なまちづくりに貢献するものです。



資料：平成31年度多賀城市自然環境調査資料

※本図の宮城オルレ多賀城コースは概略を示したもので、実際のコースとは一部異なります。正確なルートは公式サイト等でご確認ください。

3 目指すべき環境の姿

私たちは恵まれた環境を将来の世代に引き継ぐことの責務を担っています。その責務を果たすためには、一人ひとりが環境に対する「気づき」を得ていくことが重要です。

本計画では以下の5つの基本目標を設定し、「気づき」を得て行動するための具体的な施策を展開していきます。

基本目標1 [環境保全行動] が自然と実践されるまち

- ・市民、事業者、行政それぞれが環境保全のために必要なことを理解し、日常生活において環境に配慮した行動が当然のように実践されているまちを目指します。
- ・将来を担う子どもへ環境教育が積極的に行われ、「気づき」のサイクルを確立し、市全体が将来にわたって環境配慮行動が自然と実践されるまちを目指します。
- ・市民が自主的に環境配慮行動ができるよう、ボランティア活動など環境情報の提供や環境づくりを目指します。

基本目標2 限りある資源を有効活用する [循環型社会]

- ・市民、事業者、行政それぞれが主体となり、3R（リデュース・リユース・リサイクル）などを実践し、地球の資源が限りあることを理解し、ごみを極力出さない事を前提とした行動でごみが少ないまちづくりを目指します。
- ・ごみが少ないだけでなく、ごみ自体を資源と認識し、再利用・再資源化される仕組み・地域づくりが進んだ循環型社会を目指します。

基本目標3 地球にやさしいエネルギーを利活用する [脱炭素社会]

- ・市民、事業者、行政それぞれに省エネルギーの考えや再生可能エネルギーを利活用する意識が広く普及し、まち全体が地球にやさしいエネルギーを最大限利活用することにより、温室効果ガスを削減させる脱炭素社会を目指します。
- ・人、社会、環境に配慮した消費行動である「持続可能なライフスタイルと消費への転換」を目指します。
- ・近年の異常気象による災害に対して、温室効果ガスの排出抑制等による「緩和」を進めつつ、気候変動による被害の回避、軽減のために「適応」していくという考え方により日常からの備える意識を醸成することで、災害に強い回復性や復元性（レジリエンス）を持ったまちづくりを目指します。

基本目標 4 快適な【生活環境】の維持推進

- ・市民、事業者、行政が協働して市民一人ひとりが健やかに安心して日常生活を送れるまちづくりを目指します。
- ・市民の日常生活を守るため、法令に基づく環境基準が遵守され公害が発生しないよう定期的な環境監視を実施していきます。
- ・ごみのポイ捨てや不法投棄の対策を行政と市民、地域団体、事業者とが一体となってい、快適な環境で生活ができるまちを目指します。

基本目標 5 史跡群と一体となって保全されてきた【自然共生社会】を次世代へ

- ・自然環境は本市の特徴でもある史跡群と一体となって過去から引き継がれており、その特別な自然環境を保全し、未来の世代へ引き継いでいくことを目指します。
- ・生き物・生態系や自然環境の重要性が広く市民に理解され、身近な自然への意識が育まれることを目指します。
- ・地域資源（自然資源、観光資源などのストック資源等）を活用し、社会・経済的課題の総合解決を目指します。

第3章 基本目標と対応する施策

1 施策の体系




2 目標と施策内容

基本目標1 「環境保全行動」が自然と実践されるまち

令和2年度（2020年度）の市民アンケートで「環境配慮行動を行っている市民割合」が48.0%と約半数の市民が環境に対して理解し、行動を起こしています。しかし、差し迫った環境問題に対して取り組んでいくには市民全員で一丸となって、環境問題を理解し、行動を行っていかねば次世代へより良い環境を継承していくことができなくなってしまいます。

市では、「気づき」を一人でも多くの市民に得てもらうため、全ての世代に対して、多様な啓発活動を行っていますが、今後も継続して啓発活動を実施し、市民にとって気軽に「知る」ことができる環境、「学ぶ」ことができる環境、「行動」することができる環境の整備をしていくことが課題となっています。

評価指標	基準値	目標（令和12年度）
環境配慮行動を行っている市民割合 ※	48.0% (R2年度)	 (上がると良い指標)
本市主催・共催の環境啓発事業回数	38回 (H31年度)	38回

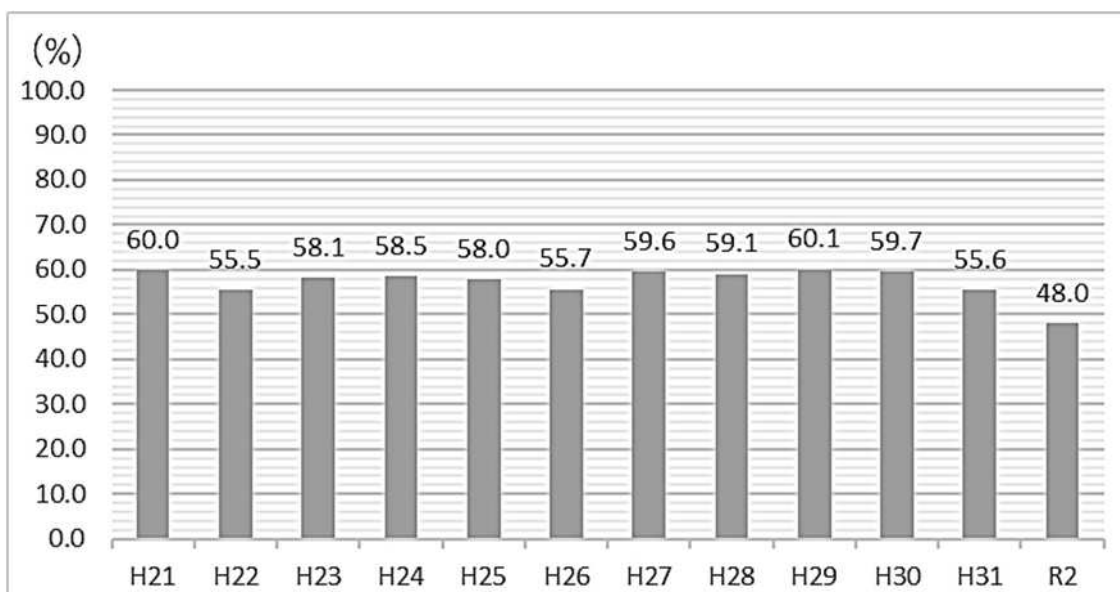
※市民アンケート（毎年実施）の「あなたは、地球環境に優しい取組みのうちCO₂排出削減のために、どのような取組みを積極的に行っていますか」の問いに対し、主要6項目中4項目以上を行っている回答した市民割合。

「あなたは、地球環境に優しい取組みのうちCO₂排出削減のために、どのような取組みを積極的に行っていますか」に対する選択肢

1. 電気製品のこまめなスイッチOFF、コンセントを抜くなどに取り組んでいる
2. 冷暖房の使用にあたり、省エネを意識した適切な温度設定をしている
3. 省エネ家電やエコ製品（詰替えやリサイクル製品など）を購入している
4. 無人の部屋での冷暖房や照明を消している
5. 近場へは徒歩や自転車を利用している
6. 断熱窓、高効率給湯器、太陽光発電などの省エネ又は創エネ設備の家で暮らしている
7. 再配達の削減に取り組んでいる
8. 節水に取り組んでいる
9. ごみの減量・分別、リサイクルやリユースに取り組んでいる
10. マイバック、マイバケットを使用し、簡易包装に協力している
11. 身近な緑化活動に取り組んでいる（環境保全、自然保護などのイベントに参加、自宅で緑を育てるなど）

主要6項目

《環境配慮行動を行っている市民割合の経年データ》



●市が行う取組み

施策（１）環境啓発事業の実施

- ・環境に配慮した行動が市民に定着するよう市ホームページや広報誌等で継続して普及啓発を行います。
- ・子どもから大人まで様々な世代に対して環境保全行動の「気づき」が得られるよう、環境出前講座を行います。



〈環境出前講座の様子〉

- ・市民、事業者が様々な環境の現状を「知り」、「学ぶ」環境が創出できるような環境啓発に係る講座や環境体験など、様々なイベント等を環境関連団体や事業者と協働で行います。
- ・市民、事業者が自主的に「行動」できるよう必要なボランティアなどの情報提供やバックアップ体制を構築していきます。

施策（２）将来を担う次世代の子どもへの環境教育の実施

- ・より身近に環境や自然を実感できるように学校外でも環境について学ぶ、環境学習イベントや自然体験事業を実施するなど、「参加」・「体験」を大事にした環境教育を推進します。
- ・市内小学４年生に環境副読本を配布し、環境副読本を活用した授業を行います。また、小学５年生には夏休み期間を利用した家庭や学校での環境に関する実践をまとめる「こどもＥＣＯ日記」を利用した、子どもたちが段階的に学べる環境教育を推進します。
- ・多くの子どもたちが利用する放課後児童クラブで、年間を通した幅広い環境に関する講座を楽しみながら実践できる体制を構築します。
- ・史跡群や自然の保全・活用について、日常的に環境配慮に努め、世代を超えて環境を学び・伝えます。

●市民が行う取組み

- ・環境問題に対して積極的に情報を入手します。
- ・環境保全に関して得た知識を日々の生活で実践します。
- ・環境に関するイベントや講座等に積極的に参加します。

●事業者が行う取組み

- ・環境に配慮した事業活動を行います。
- ・従業員に環境に対する理解を深めさせる活動を行います。
- ・自社で行っている環境に関する取組みを積極的に発信します。

《本目標達成が貢献するSDGs項目》



多賀城市「ゼロカーボンシティ」宣言

近年、地球温暖化が進行し、日本各地において自然災害が頻発化・激甚化し、私たちの生活に大きな影響を及ぼす極めて深刻な状態となっています。地球温暖化は二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因と言われており、日本政府では、令和2年（2020年）10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。

このような状況を踏まえ、本市は世界そして日本を構成する責任ある主体として、その行動理念を明らかにし、地球温暖化対策に関する積極果敢な取組みの推進に繋げるため、令和4年（2022年）2月3日（木曜日）の定例記者会見において令和32年（2050年）までに市内の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを表明しました。



多賀城市「ゼロカーボンシティ」宣言

近年、地球温暖化に起因すると言われる気候変動の影響により、世界規模で深刻な自然災害が発生しています。日本各地においても、猛暑や集中豪雨などの自然災害が頻発化・激甚化しており、私たちの生命や財産を脅かすだけでなく、自然環境に悪影響を及ぼすなど、極めて深刻な事態となっています。

2015年に合意されたパリ協定により、「産業革命からの平均気温上昇を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有され、日本政府は2020年10月に2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。

多賀城市は、市域が狭小な上に都市化が進んでいるものの、豊かな自然環境が生活圏の中に数多く存在しています。特に、北部を中心に緑豊かな樹林地などの自然環境が保全されており、その多くは、貴重な史跡群と一体となって多賀城市ならではの歴史的風致を形成しています。多賀城市はこれらの特徴的で豊かな自然環境を守り、持続可能で安心して暮らせるまちを将来の世代にわたって引き継いでいくため、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言します。

令和4年2月3日

多賀城市長

深谷晃祐

基本目標2 限りある資源を有効活用する [循環型社会]

本市の家庭系ごみ全体の排出量は、平成23年（2011年）の東日本大震災により大幅に増加しましたが、それ以降はごみ減量の取組みと市民の皆様の努力により徐々に減少しています。事業系ごみについては、東日本大震災からの復旧・復興に伴い事業活動や事業所数の増加により平成23年（2011年）以降増加していましたが、近年はほぼ横ばいの状態です。

ごみ全体の減量は進んではいるものの、処理施設の処理能力には限りがあり、本市一丸となってごみの排出抑制、減量、再資源化を進めていく必要があります。そのためには、一人ひとりがごみ減量化への意識を持つとともに、現状のごみ分別方法、リサイクル方法などの収集・処理体制の見直しを図っていく必要があります。

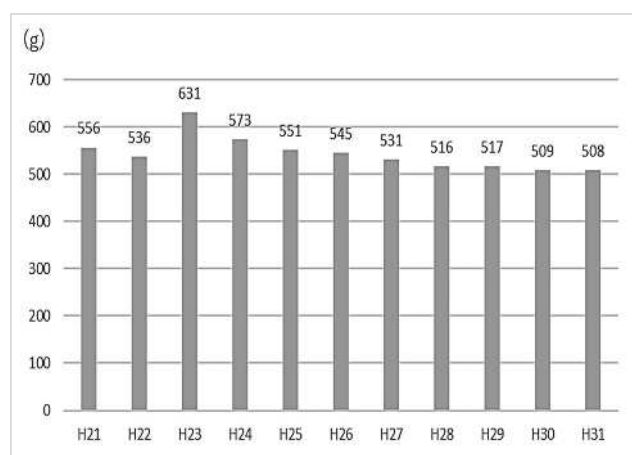
ごみ減量化への意識醸成は市ホームページや広報誌をはじめとし、イベントや出前講座などで広く理解されるよう、様々な手法で工夫を凝らして啓発を行っていきます。

また、ごみ集積所においても適正処理がなされるようごみ減量指導員による排出指導等の活動を継続して行っています。

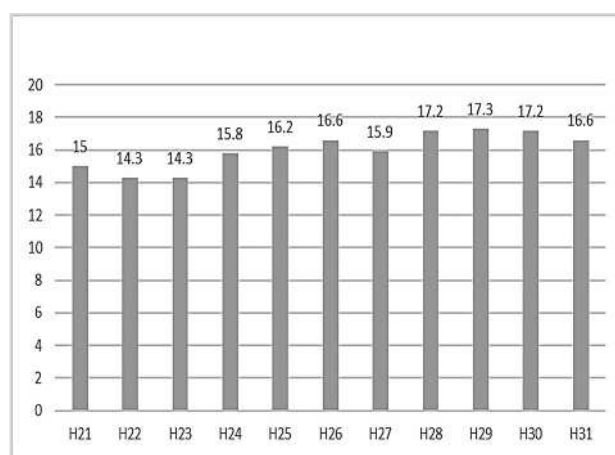
現状のごみ収集・処理体制の見直しについては、さらなるごみの減量を進めていくために「食品ロス削減」の取組みを積極的に行うほか、処理方法においてもごみを資源として再利用する方法や生ごみバイオマスなどの新たな処理方法の検討・研究を行い、様々な可能性を模索していきます。

評価指標	基準値	目標（令和12年度）
家庭系ごみ一人1日当たり排出量	508g (H31年度)	464g
事業系ごみ1日当たり排出量	16.6t (H31年度)	14.3t

《家庭系ごみ一人1日当たり排出量》



《事業系ごみ1日当たり排出量》



●市が行う取組み

施策（３）ごみの減量化

- ・家庭ごみの減量化が図られるよう、「不要なものは買わない」、「ごみとして排出しない」、「再利用する」などの普及啓発を行います。
資源が有限であること、ごみを減量していくことの重要性について、子どもから大人まで理解できるよう様々な手段を用いて普及啓発に努めていきます
- ・新たなごみ減量の取組みとして、官民連携による不要品の買取サービス提供など、リユース促進に向けた普及啓発に努めていきます。

施策（４）ごみの適正処理

- ・ごみの正しい分別や資源の無駄使いとならないよう、市ホームページや広報誌等で呼び掛けを行います。
また、環境に関するイベントでの啓発のほか、環境関係以外でのイベントなどでもごみの適正処理が図られるよう推進していきます。
- ・事業者においてもごみの適正な処理が行われるよう、事業者訪問を中心とした啓発活動に取り組んでいきます。
また、事業者に「廃棄物処理計画」の提出をお願いし、事業系ごみの計画的な排出・減量が図られるよう推進していきます。



〈ごみ収集の様子〉

施策（５）資源の有効活用

- ・家庭及び飲食業を中心とした事業者の食品ロスについて、積極的な削減に取り組んでいきます。
家庭においては食品ロスが出ないように「不要なものは買わない」、「ごみとして排出しない」という生活習慣の普及を啓発します。飲食業を中心とした事業者においては、食品残渣が出ない仕組みづくりや、お客に対して食べ残しが出ないようなメニューの工夫などの啓発を行っていきます。
- ・収集及び処理についても、生ごみの利活用とバイオマスやバイオガス等の利用などについて、宮城東部衛生処理組合等と一体となって様々な可能性を模索しながら推進を図っていきます。

●市民が行う取組み

- ・ 買い物をする際に、本当に必要なものかどうか考えた上で買うようにします。
- ・ 環境に配慮されたりリサイクル製品などを積極的に買うようにします。
- ・ 物を簡単に捨てず、修理して再利用します。
- ・ ごみの減量・分別・適正な処理やリサイクルを行います。
- ・ マイバック、マイバスケットを持参し不要な包装は断ります。

●事業者が行う取組み

- ・ 環境にやさしい製品を積極的に使います。
- ・ ごみの分別やルールを正しく理解し処理します。
- ・ (主に飲食業) 食品ロス削減の取組みを積極的に行います。

《本目標達成が貢献するSDGs項目》

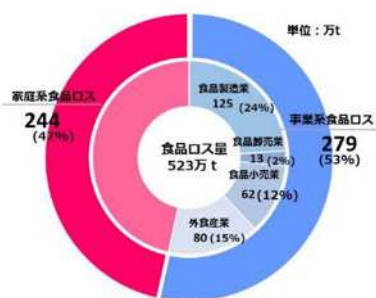


コラム

食品ロスとは？

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

我が国では、年間 2,531 万トンの食品廃棄物等が出されます。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は 523 万トンです。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量（令和 3 年度で約 400 万トン）の 1.2 倍に相当します。大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。



資料：総務省人口推計(2021年10月1日)
令和2年度食料供給表(確定値)

また、食品ロス削減の取組みとして近年ではフードバンクやフードドライブというものがあります。

フードバンクは主に食品企業からまだ食べられるのに廃棄される食品を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する取組みです。

フードドライブは主に家庭からまだ食べられるのに廃棄される食品を持ち寄り集めて、福祉施設やフードバンク等へ寄付する取組みです。

基本目標3 地球にやさしいエネルギーを利活用する〔脱炭素社会〕

脱炭素社会を構築していくには、ハード面とソフト面の両側からの整備が必要になります。

【ハード面の整備】

市役所庁舎や文化センター、小中学校などの公共施設や地域の防犯街路灯などへのLED灯の導入を積極的に行い、温室効果ガス排出抑制に努めてきました。しかし、家庭や事業所単位での省エネルギー機器や再生可能エネルギー活用の積極的な導入促進には至っていないため、今後は行政のみならず、市民や事業者に向けて情報提供などを含めた導入支援を行っていきます。

【ソフト面の整備】

地球環境に極力負荷をかけない生活である「持続可能なライフスタイルと消費への転換」が求められています。


物を買うなどの消費行動の際に環境に配慮したり、自動車等を使用せず徒歩や自転車、公共交通機関を利用するなど日々の生活においても環境に配慮する行動が必要です。それらの行動を実行することにより、健康増進や混雑緩和など環境問題に留まらない、社会的・経済的な課題を同時に解決することにもつながります。

【緩和と適応】

近年、気候変動が要因と思われる激甚災害による被害も増え続けています。

日本各地で被害が出ている集中豪雨や台風による自然災害に対応するためには、「緩和」させるだけでなく「適応」していくことが重要です。

自然災害を完全に抑え込むには限度があり、森林や田畑に代表される自然環境などの既存資源を上手に活用することも大切で、こうした「適応」という考え方を広く市民に普及させていくことを推進していきます。

評価指標	基準値	目標（令和12年度）
省エネルギー等に関する取組みを行っている市民割合※ ¹	13.8% (R2年度)	 (上がると良い指標)
本市区域から排出される温室効果ガス(CO ₂)排出量※ ²	433,000t-CO ₂ (H25年度)	217,000t-CO ₂

※¹市民アンケート（毎年実施）の「あなたは、地球環境に優しい取組みのうちCO₂排出削減のために、どのような取組みを積極的に行っていますか」の問いに対し、主要7項目中5項目以上を行っているという回答した市民割合。

※²多賀城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に掲げる、削減目標と同値。

「あなたは、地球環境に優しい取組みのうち CO₂排出削減のために、どのような取組みを積極的に行っていますか」に対する選択肢

1. 電気製品のこまめなスイッチ OFF、コンセントを抜くなどに取り組んでいる
2. 冷暖房の使用にあたり、省エネを意識した適切な温度設定をしている
3. 省エネ家電やエコ製品（詰替えやリサイクル製品など）を購入している
4. 無人の部屋での冷暖房や照明を消している
5. 近場へは徒歩や自転車を利用している
6. 断熱窓、高効率給湯器、太陽光発電などの省エネ又は創エネ設備の家で暮らしている
7. 再配達削減に取り組んでいる
8. 節水に取り組んでいる
9. ごみの減量・分別、リサイクルやリユースに取り組んでいる
10. マイバック、マイバケットを使用し、簡易包装に協力している
11. 身近な緑化活動に取り組んでいる（環境保全、自然保護などのイベントに参加、自宅で緑を育てるなど）

主要7項目

●市が行う取組み

施策（6）地球にやさしい生活様式の普及啓発

- ・「エコ製品・省エネ製品を購入する」、「照明をこまめに消す」等、日常生活の中でエコな選択が自然とできるよう意識の醸成や支援を図っていきます。
- ・自動車等を使わず、徒歩・自転車・公共交通機関を利用するなど、日々の生活様式を環境に配慮した形に転換（パラダイムシフト）するよう推進していきます。

施策（7）省エネルギー・再生可能エネルギー導入促進

- ・家庭において使用するエネルギーについて、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入がなされるよう情報提供などを行い、市民に対して積極的な呼び掛けを行っていきます。
- ・市役所庁舎を始めとする公共施設において、導入費用やランニングコスト等を検討した上で省エネルギー設備への更新や再生可能エネルギー設備の導入を進めていきます。



〈市役所屋上の太陽光パネル〉

施策（８）気候変動への適応

- ・気候変動による影響の被害を可能な限り低減させるため、各分野において防災・減災の「緩和策」を推進します。
- ・気候変動の影響は災害だけに留まらず、健康の維持・農産物の被害・渇水が想定されており、市民・事業者へ気候変動の影響に「適応」していくという考えを普及していきます。

●市民が行う取組み

- ・電気製品のスイッチはこまめに切る、又はコンセントを抜く。
- ・冷房は28℃以上、暖房は20℃以下に設定する。
- ・エコ製品（詰め替え用品など）・省エネ製品を購入する。
- ・蛇口やシャワーをこまめに止めるなど、節水をする。
- ・家族が同じ部屋で過ごし、暖房や照明の使用を減らす。
- ・近いところへの移動は、自動車を利用しない。
- ・太陽光発電やヒートポンプなどの新エネルギー設備を導入する。

●事業者が行う取組み

- ・省エネルギーや再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・可能な限り公共交通機関を利用し、自動車を利用する際はエコドライブやアイドリングストップを心掛ける。
- ・気候変動に関する情報を収集し、緩和及び適応する。



〈道路照明灯のLED灯導入〉



〈緑地化事業〉

《本目標達成が貢献するSDGs項目》




基本目標 4 快適な [生活環境] の維持推進

市では騒音や水質、地盤沈下などの定期的な監視を行っており、今後も継続して環境調査による監視を行っていくとともに、その他公害についても国や宮城県などの関係団体等と連携しながら快適な生活環境を維持できるよう努めていきます。

その他市民からの相談・苦情に対しても適切な対応を行い、市民が快適な生活を送れるよう推進していきます。

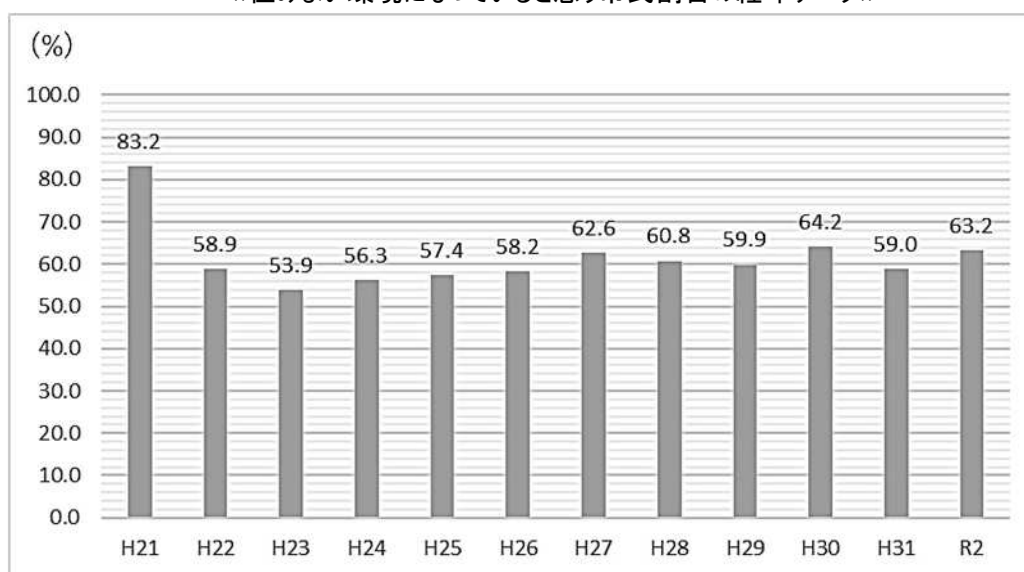
公害に関しては、事業者とともに環境保全に努めていき、環境基準内であっても周辺環境にできるだけ配慮して事業活動を営むよう事業者に促していきます。

また、ごみ集積所等における不法投棄が増加している状況のため、減少に転じさせていくことが重要となります。不法投棄防止は行政だけでなく、地域と一体となって行う必要があることから、市民や事業者等と連携して防止策を講じ、衛生環境と景観の保持に努めていきます。

評価指標	基準値	目標（令和12年度）
住みよい環境になっていると思う市民割合※	63.2% (R2年度)	 (上がると良い指標)
公害苦情件数	91件 (H31年度)	62件
不法投棄数	278件 (H31年度)	235件

※市民アンケート（毎年実施）の「お住まいになっている地域は、生活公害などがなく、快適な生活ができる環境になっていると思いますか」の問いに対し、「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」と回答した市民割合。

《住みよい環境になっていると思う市民割合の経年データ》



●市が行う取組み

施策（9）公害への定期的な監視

- ・市が行っている定期的な環境騒音調査、自動車交通騒音調査、水質調査、地盤沈下調査、酸性雪調査（令和4年度（2022年度）で終了）では概ね良好な環境を維持しているため、今後も継続して調査を行い、市民が安心して暮らせるよう生活環境の維持に努めていきます。
- ・大気汚染、振動等については宮城県と連携し、必要に応じて他市町村や関連団体等と連携しながら快適な生活環境の保全に努めます。
- ・法令に基づく基準値を超えないよう事業者等に指導・監視を行っていきます。
また、基準値内であっても近隣への影響を踏まえ、配慮の要望など必要な行動をとっていきます。

施策（10）不法投棄対策の実施

- ・市内集積所を中心としたパトロールを行うとともに、不法投棄を誘発する不衛生な環境とならないよう、市民、事業者と協力し地域の清掃活動を推進していきます。
- ・不法投棄防止のための啓発を行います。
- ・不法投棄が多発する集積所においては、監視カメラを設置するなど地域と協力して防止策を推進していきます。



〈環境美化活動の様子〉

●市民が行う取組み

- ・日々の生活から生じる騒音や振動など、周囲に配慮した生活を心掛けます。
- ・近隣に迷惑がかからないよう、土地や建物の適正管理を行います。
- ・ごみのポイ捨てや不法投棄を行わず、ルールを守ります。
- ・地域の清掃や美化活動に積極的に参加します。

●事業者が行う取組み

- ・騒音規制法や振動規制法などの関係法令を遵守します。
- ・事業によって生じる影響を考え、苦情・相談があった際は速やかに原因把握・問題解決に努めます。
- ・事業所周辺の清潔にし、地域の美化活動等に協力します。

《本目標達成が貢献するSDGs項目》



基本目標5 史跡群と一体となって保全されてきた 〔自然共生社会〕を次世代へ

本市は北部地域を中心に、文化財保護法により史跡群と一体となって自然環境が残されています。

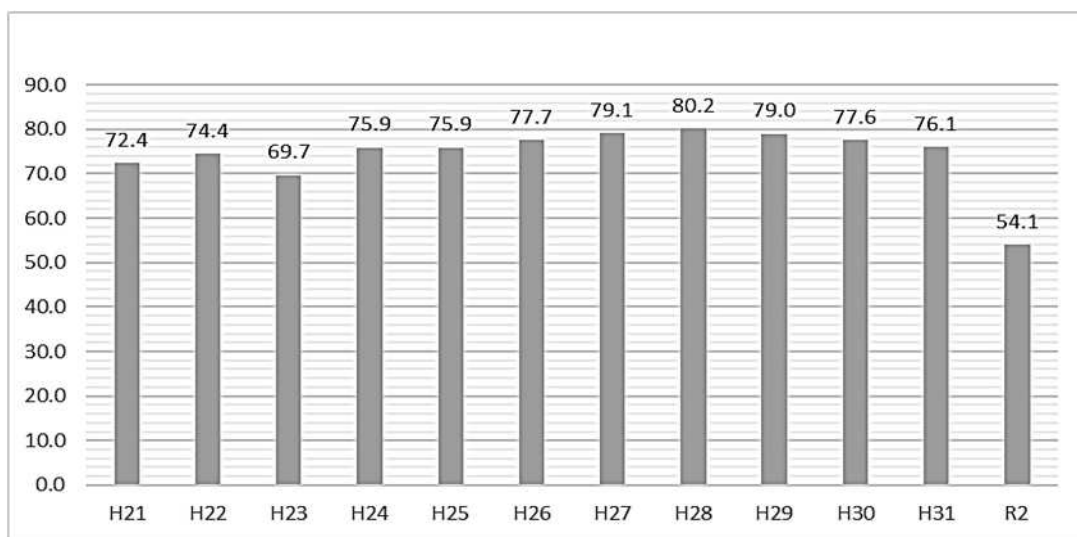
市民アンケートでは「自然環境が適切に保全されていると思う市民割合」が7割を超えており、自然環境保全に対する満足度は高い一方で、自然環境と共生していくという意識を充実させることが課題となっています。

自然環境保全に対する満足が高いとしつつも、本市は宅地開発等により都市化が進んでいるため、自然環境に対して馴染みがないまま生活している市民が多くいると思われます。実際に五感を使って自然環境に触れて体験することにより、世代を超えて環境を学び・伝え、自分達は自然と共生しているという意識が深まっていきます。自然環境が失われつつある本市だからこそ、自然と交流する機会を創出していく必要があります。

評価指標	基準値	目標（令和12年度）
自然環境が適切に保全されていると思う市民割合※	54.1% (R2年度)	 (上がると良い指標)
自然環境に関するイベント主催・共催数	2件 (H31年度)	 (上がると良い指標)

※市民アンケート（毎年実施）の「市内の自然環境が適切に保全されていると思いますか」の問いに対し、「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」と回答した市民割合。

《自然環境が適切に保全されていると思う市民割合の経年データ》



●市が行う取組み

施策（１１）生き物・生態系の保全

- ・本市には史跡群と一体となって保全されてきた自然環境があり、豊かな自然環境とともに多様な生物が暮らしています。自然環境に生息する生物や生態系について継続的に調査を行い、保全に努めていきます。
- ・生き物が暮らす里山的環境や河川、湿地などの自然環境についても継続的な調査を行い、保全に努めていきます。

施策（１２）自然環境との共生

- ・川や里山的環境を中心に自然観察会などを実施し、自然環境に対して親しみ・理解を深める機会を創出していきます。
- ・環境関連団体や市民等と連携を図りながら、自然環境が市民にとっての憩いの場となるよう整備・保全を行っていきます。



〈市内の自然環境〉

施策（１３）環境を保全する人材の育成

- ・市からの自然環境の保全等の啓発だけでなく、市民、事業者が自主的に「行動」できるようバックアップ体制を構築していきます。

●市民が行う取組み

- ・環境保全、自然保護などの活動に参加します。
- ・自宅の庭やベランダなどで緑を育てます。
- ・自然環境を憩いの場として利用します。
- ・日々の生活においても自然環境に配慮した生活を心掛けます。

●事業者が行う取組み

- ・事業活動を行う際は、自然環境の保全に配慮します。
- ・生き物や生態系・自然環境に関する取組み・調査に協力します。

《本目標達成が貢献するSDGs項目》



シジュウカラガンが教えてくれる、 自然と共生するまちづくり

かつて多賀城の水田地帯には、冬季になると渡り鳥のシジュウカラガンが飛来していました。その姿は地域の自然環境の豊かさを示すものであり、住民にとっても季節の風景の一部として親しまれていました。しかし、都市化や環境の変化により、長らくその姿は見られなくなっていました。

令和3年（2021年）1月、関係者の努力により約90年ぶりに多賀城においても、シジュウカラガンが確認されました。これは、地域の自然環境が改善されつつあることを示す重要な出来事です。シジュウカラガンは環境の変化に敏感な鳥であり、良好な水辺環境や生態系が整っていなければ飛来しません。そのため、彼らの再来は、地域の環境保全の成果を示す指標の一つといえます。

一方で、地球規模では温暖化が進行し、気候変動による生態系への影響が深刻化しています。こうした状況の中で、地域レベルでの環境保全の取り組みはますます重要になっています。

多賀城市では、環境行政の最上位計画である多賀城市環境基本計画に基づき環境保全の取り組みを推進しています。特に、猛暑日の増加、大型台風の増加等、異常気象を誘発する地球温暖化対策は急務となっており、本市では、多賀城市地球温暖化対策実行計画（事務事業編及び区域施策編）を策定し、身近なところからできる地球温暖化対策を推進しています。

これからも、自然と調和したまちづくりを進めていくこと。それは、私たちが未来に誇れる多賀城を築くための、大切な一歩です。

その一歩は、日々の暮らしの中の小さな行動から始まります。たとえば、電気をこまめに消す、マイバッグを使う、公共交通を利用する、地域の自然に目を向ける—そんな身近な行動が、環境を守る力になります。

市民一人ひとりの意識と行動が、地域の環境を支え、次の世代へとつながっていきます。私たちの暮らしの中にある「できること」から、持続可能な未来を一緒に育てていきましょう。



シジュウカラガン（戸島潤氏提供）



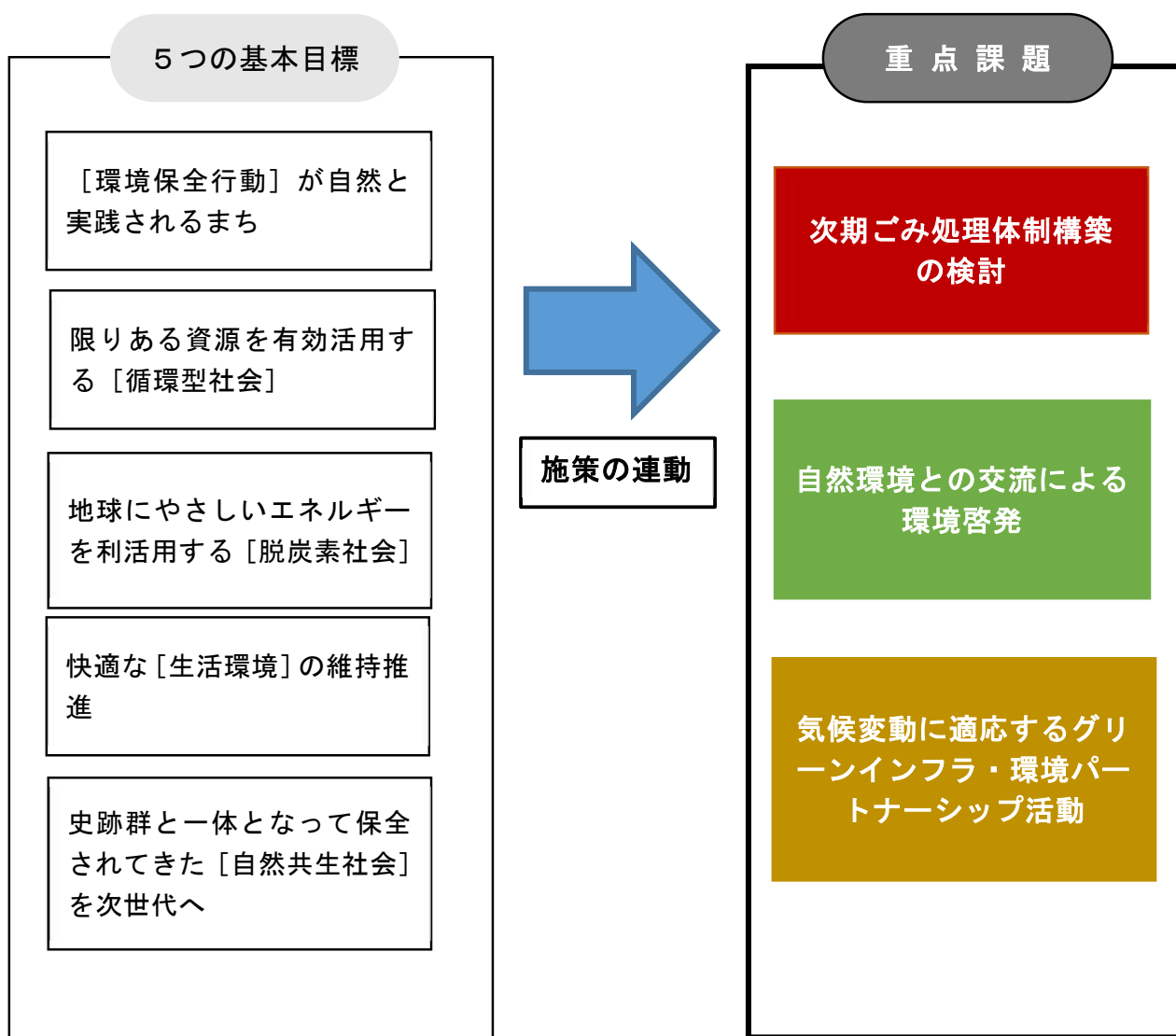
2021年1月に多賀城市新田字下で観察されたシジュウカラガン（平泉秀樹氏提供）

3 重点課題

本計画では、未来の世代へより良い環境を引き継いでいくために5つの基本目標を掲げ、基本目標実現のための13の施策を位置付けています。

その中で、環境を取り巻く状況を踏まえ、緊急性があり優先的に取り組まなければならない事業を重点課題として位置付け実行していきます。

重点課題はその課題が置かれている現状、推進していくための事業内容、それらのスケジュールを示しています。



(1) 現状

本市から排出されるごみは1市3町（多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町）で構成される宮城東部衛生処理組合でほとんどが焼却処理されています。施設は平成7年から稼働しており、老朽化が進み、また、大量のごみを焼却する際には大量の二酸化炭素が排出されています。今後、環境を取り巻く状況を考え、次期更新時には焼却処理の施設だけでなく、処理の際のエネルギーの有効活用を検討していく必要があります。

(2) 内容

事業	事業の内容
●ごみ処理施設の検討	施設稼働の環境負荷低減や、バイオマスやバイオガスなどの利活用方法について、様々な可能性を検討し、地域に新たな価値を創出する施設を目指します。
●エネルギーの有効活用	ごみ処理を行う際の熱エネルギー等を有効活用する方法について検討します。
●食品ロス削減	食品ロスについて、削減の啓発を進めるとともに、排出された食品を有効活用できる処理方法について検討します。

(3) スケジュール

事業の内容	令和3年 (2021年)	令和6年 (2024年)	令和9年 (2027年)	令和12年 (2030年)
ごみ処理施設の検討				
エネルギーの有効活用				
食品ロス削減				

重点課題②	自然環境との交流による環境啓発
-------	-----------------

(1) 現状



本市にはこれまで特別史跡多賀城跡附寺跡などの史跡と一体となって保全されてきた自然環境や、市内を流れる砂押川や加瀬沼、畑地、水田などの豊かな自然環境があり、そこには多様な植物や生き物が生息しています。しかし、開発等により都市化が進む本市において、植物や生き物の生息地や自然景観が失われつつあります。

将来、次世代を担う子どもたちにより良い環境を残していくため、自然環境の保全や更なる充実、市民等が様々な有効活用できる整備を図るとともに、次世代を担う子どもたちへ環境への大事さを理解してもらう取組みを推進していきます。

(2) 内容

●自然環境の保全	自然環境の調和が保たれるよう継続して市内全域の調査の上、保全活動を行っていきます。
●自然環境との交流	自然環境との交流が促進されるよう市民を対象とした自然体験事業の開催や関係団体等へのバックアップ体制の構築を目指します。

(3) スケジュール

事業の内容	令和3年 (2021年)	令和6年 (2024年)	令和9年 (2027年)	令和12年 (2030年)
自然環境の保全				
自然環境との交流				

重点課題③	<h2 style="margin: 0;">気候変動に適応するグリーンインフラ・環境パートナーシップ活動</h2>
-------	--

(1) 現状

近年、地球温暖化等により気候変動の影響が様々に表れています。

気候変動は猛暑日の増加、大型台風の発生や豪雨等の災害、農産物の被害、健康の維持、渇水など多岐にわたって私たちの生活に影響を及ぼしています。



深刻化する地球温暖化や付随する気候変動に対応するためには「緩和」策と「適応」策の両輪で取組んでいく必要があります。

「緩和」策として、省エネ設備切替えの支援や二酸化炭素排出量削減に寄与する実証実験等の取組、「適応」策として、クーリングシェルターの指定やグリーンインフラといった既存の自然環境を防災・減災に活用する方法の検討等、様々な関係者と協力して普及啓発・推進していきます。

(2) 内容

●グリーンインフラの普及・促進	適応策としてのグリーンインフラの考え方を市民・事業者へ普及させるための啓発及び活用の推進を行います。
●緩和・適応策の展開	「緩和」策と「適応」策の各取組を市民及び事業者に普及させていくとともに、市民や事業者、団体などと協力体制の充実を図ります。

(3) スケジュール

事業の内容	令和3年 (2021年)	令和6年 (2024年)	令和9年 (2027年)	令和12年 (2030年)
グリーンインフラの普及・促進				
緩和・適応策の展開				

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 快適な環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条—第9条)

第3章 快適な環境の保全及び創造を推進するための施策(第10条—第26条)

附則

わたしたちのまち多賀城は、緑豊かな自然と東北の歴史を代表する多くの文化遺産の恵みの中で、先人たちが築き上げた歴史と伝統を継承し、快適な環境都市の形成に向け、発展を続けてきた。

しかしながら、生活が物質的に豊かで便利になった一方で、急速な産業の発達、都市化の進展、生活様式の変化などにより、環境への負荷が増加し、都市型、生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化してきている。

これらは、わたしたち一人ひとりの日常の活動や都市の活動に起因しており、生活環境のみならず地球環境さえも脅かしている。

このため、わたしたちは、自らの活動が環境に与える影響の重大さを認識し、人と自然が共生できる快適な環境を築いていかなければならない。

いうまでもなく、わたしたちは、健全で恵み豊かな環境の中で生活する権利を有するとともに、快適な環境を保全し、創造する責任と義務を担っており、これをさらに発展させて将来の世代に引き継いでいく使命を有している。

このような認識のもと、悠久の時を刻み込んだ比類のない史跡や文化、四季の表情を彩る砂押川や加瀬沼に代表される自然の数々を有するふるさと「史都・多賀城」の快適な環境の保全及び創造に向けて、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、快適な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、快適な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害を生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 快適な環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 快適な環境の保全及び創造は、森林、農地、水辺地等の恵み豊かな自然的環境と比類のない歴史と文化に育まれた潤いとやすらぎのある社会的環境を確保し、これらと市民が健全に共生できる都市環境を形成することを目的として行われなければならない。

3 快適な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境の保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、快適な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、快適な自然的環境の保全及び創造に資するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動の各段階にわたって、環境への負荷の低減に関し必要な措置を構ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する快適な環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、事業所周辺の緑化、快適な景観の形成、環境衛生の改善、環境美化その他の快適な社会的環境の保全及び創造に努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、快適な自然的環境の保全及び創造に資するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に努める責務を有する。

2 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する快適な環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、快適な社会的環境の保全及び創造に資するよう市民相互の連携を深め、地域活動の参加に努めなければならない。

第2章 快適な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 市は、快適な環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌等環境の自然的構成要素を快適な状態に保護することにより、市民の健康を増進し、安全な生活環境を確保すること。

(2) 森林、農地、水辺地等における自然的環境の保全及び創造を図るとともに、野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保に努めること。

(3) 歴史的・文化的遺産を保存及び活用し、「史都・多賀城」としてふさわしい景観の形成を図るとともに、潤いとやすらぎのある社会的環境を保全し、創造すること。

(4) 公害の防止対策、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築するとともに、地球環境保全に貢

献すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、多賀城市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 快適な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、多賀城市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた快適な環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 快適な環境の保全及び創造を推進するための施策

(規制の措置)

第10条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、快適な環境の保全及び創造を図るため、それらの推進に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

(環境の保全に関する協定)

第11条 市長は、環境への負荷の低減を図るため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めなければならない。

(誘導的措置)

第12条 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の快適な環境の保全及び創造のための適切な措置をとるよう誘導するため、必要かつ適正な経済的助成その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(緑の保全と創造及び歴史的・文化的遺産の保存と活用)

第13条 市は、森林、農地、水辺地等における快適な自然的環境の保全及び創造に関し必要な措置を講じなければならない。

2 市は、快適な社会的環境の保全及び創造に資するよう歴史的・文化的遺産を保存し、精神文化活動への活用を図るため、必要な措置を講じなければならない。

(公共的施設の整備等)

第14条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備に関する事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、快適な環境の保全及び創造を図るため、自然に親しみ自然とふれあう自然的環境施設の整備や「史都・多賀城」にふさわしい都市環境の形成に向けた社会的環境施設の整備を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の減量の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料等の利用が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(環境管理体制の整備の推進)

第17条 市は、事業者によるその事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、事業者の環境管理に関する体制の整備を推進することができるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境教育・学習の振興等)

第18条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、快適な環境の保全及び創造に関し、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、市民及び事業者がその理解を深めるとともに、これらの者の快適な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(市民等の自主活動の促進)

第19条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化などの快適な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供)

第20条 市は、環境の状況その他の快適な環境の保全及び創造に関する必要な情報を収集し、これを適切に提供するように努めなければならない。

(市民等の参加及び協力の促進)

第21条 市は、快適な環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民、事業者及び民間団体の参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(調査等の実施)

第22条 市は、環境の状況を把握するため、公害や自然的環境及び社会的環境に関する調査等を実施しなければならない。

2 市は、快適な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視測定、巡視等の体制を整備しなければならない。

(公害等に係る苦情の処理)

第23条 市は、公害その他環境の保全上の支障を及ぼす行為に係る苦情について、他の行政機関と協力して、迅速かつ適正な処理に努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、快適な環境の保全及び創造に関し広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めなければならない。

(地球環境の保全の推進)

第25条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進しなければならない。

2 市は、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第26条 市は、快適な環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。